

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 評議員選任規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会定款第7条第4項に基づく評議員の選出区分に関しては、この規程の定めるところによる。

(評議員の選出区分)

第2条 評議員の選出区分は別表に掲げるとおりとし、定数の範囲内において選出する。

(選定方法)

第3条 理事会は、前条の規定に基づき、本会の評議員候補者を選定し、評議員選任・解任委員会に候補者の推薦に係る提案を行う。

(選任方法)

第4条 評議員選任・解任委員会は、理事会から本会の評議員候補者として推薦された者について選任の決議を行う。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年12月11日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年2月20日から施行する。

(別 表)

区 分	定 数	説 明	備 考
議会代表	1 名	総務民生常任副委員長	ただし、特別な事由により左記により難しい場合はこの限りではない。
区長会代表	1 名	副会長	
民生委員児童委員代表	9 名	副会長、会計、監事、各委員長	
各種社会福祉団体代表	5 ～ 1 0 名	婦人会会長、老人クラブ連合会副会長、身体障害者の会会長、母子会会長、遺族の会会長、若妻会連絡協議会会長、更生保護女性会会長、保護司代表、ふれあい・いきいきサロン連絡会会長、手をつなぐ親の会会長	
商工会代表	1 名	商工会会長	
社会福祉施設代表	2 名	社会福祉施設代表	
ボランティア代表	1 名	ボランティア協議会副会長	
計	2 0 名～2 5 名		